

後期高齢者医療制度の 被保険者証(保険証)を郵送します

7月末日までに簡易書留で郵送します

有効期間は令和5年8月1日～令和6年7月31日までの1年間です。

※後期高齢者医療保険料に未納がある場合は、新しい保険証の有効期間が短くなる場合がありますので、保険料の納め忘れにはご注意ください。

今年の保険証は
“紺色”です

◎医療費の自己負担割合について

医療機関窓口における負担割合は原則1割ですが、一定以上の所得のある被保険者及びその被保険者と同一世帯にいる被保険者は現役並み所得者(負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

◎医療費の支払限度額について

1か月に支払う医療費の限度額は所得区分により異なります。

▶ 現役並み所得者Ⅱ・Ⅰ、低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する方は…

所得区分が「現役並み所得者Ⅱ・Ⅰ」もしくは「低所得者Ⅱ・Ⅰ」に該当する方は、国保年金課に申請をすると自己負担限度額等が減額されます。申請後に交付される「後期高齢者医療限度額適用認定証」を、保険証と合わせて医療機関等の窓口で提示してください。

- ・現役並み所得者Ⅱ・Ⅰ…水色の限度額適用認定証が交付されます。すでに認定証を所有しており8月以降も引き続き該当となる方には、新しい認定証を保険証と一緒に郵送します。これに関する手続は不要です。新たに該当となる方には、通知および申請書を郵送しますので申請をしてください。
- ・低所得者Ⅱ・Ⅰ…黄色の限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。すでに認定証を所有しており8月以降も引き続き該当となる方には、新しい認定証を保険証と一緒に郵送します。これに関する手続は不要です。新たに該当となる方には、通知および申請書を郵送しますので申請をしてください。

所得区分	自己負担割合	住民税課税所得額 ※前年中の所得(住民税課税所得)をもとに判定	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得690万円以上の方	252,600円+(医療費-842,000円)×1%【多数回140,100円】※ ²	
	Ⅱ	課税所得380万円以上の方	167,400円+(医療費-558,000円)×1%【多数回 93,000円】※ ²	
	Ⅰ	課税所得145万円以上の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1%【多数回 44,400円】※ ²	
一般	Ⅱ	(1)被保険者が世帯に1人の場合 課税所得が28万円以上で、 年金収入+その他の合計所得金額が 200万円以上 (2)被保険者が世帯に2人以上の場合 課税所得が28万円以上で、 年金収入+その他の合計所得金額が 320万円以上	18,000円 または {6,000円 +(医療費-30,000円) ×10%}の低い方 【年間上限144,000円】※ ¹	57,600円 【多数回44,400円】※ ²
	Ⅰ	現役並み所得者、一般Ⅱ、 低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の方	18,000円 【年間上限144,000円】※ ¹	
低所得者	Ⅱ	住民税非課税世帯 (低所得者Ⅰ以外の人)	8,000円	24,600円
	Ⅰ	住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

※¹年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます。

※²直近の12か月間で3月(回)以上自己負担限度額を超えた場合、4月(回)目から自己負担限度額が引き下げられます。

保険料の計算について

後期高齢者医療制度の保険料は個人ごとに算定され、一律に定額が賦課される「均等割額」と、所得の状況に応じて賦課される「所得割額」の合計となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline 1年間の保険料額 \\ (100円未満切捨て) \\ ※上限は66万円 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline 均等割額 \\ 46,000円 \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline 所得割額 \\ (総所得金額等 - 基礎控除額) \times 8.5\% \\ \hline \end{array}$$

※前年中の総所得金額等により、各種軽減措置が受けられる場合があります。

▶ 均等割額の軽減

世帯内の「後期高齢者医療制度加入者」と「世帯主」の所得の合計額が次の要件を満たす場合は、均等割額が軽減されます。

世帯の合計所得額	軽減割合・軽減額	
① 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	7割	32,200円
② 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + (29万円 × 被保険者数) 以下	5割	23,000円
③ 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + (53万5千円 × 被保険者数) 以下	2割	9,200円

▶ 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険(社会保険)の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、制度に加入してから2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。

※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。

保険料の納め方

● 年金からの天引き(特別徴収)

年金の受給額が年間18万円以上の方は、原則として年金から天引きされます。(2か月ごとの徴収)

※届出により、口座振替に変更できます。

● 口座振替や納付書による納付(普通徴収)

年金の受給額が年間18万円未満の方や、年度途中で資格を取得した方等は、口座振替や納付書により納付してください。(納付書は7月中旬に年間分を送付)

※これまで国民健康保険税を口座振替にしていた方も、改めて口座振替の手続きが必要です。

お問合せ

《保険料の算定等について》茨城県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎029-309-1213
 《保険料の納付について》役場国保年金課 ☎029-885-0340 (内) 116

(後期高齢者対象の歯科健康診査)

高齢者の口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施します。

◇対象者

後期高齢者医療制度の被保険者のうち次に該当する方

- ・ 昭和22年4月1日～昭和23年3月31日生まれの方
- ・ 昭和17年4月1日～昭和18年3月31日生まれの方
- ・ 昭和12年4月1日～昭和13年3月31日生まれの方

※対象となる方には、茨城県後期高齢者医療広域連合から8月下旬頃に「歯科健康診査のご案内」が郵送されます。実施医療機関等、詳細はそちらをご覧ください。

◇受診期間 9月1日(金)～12月31日(日) ※1年度1回

◇受診費用 無料ですが、健診に引き続き治療を行う場合、別途料金がかかります。

◇問合せ 茨城県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎029-309-1212

